

さぎんキャッシュレス端末利用設置規定（モバイル型）

第1条(総則)

株式会社佐賀銀行(以下「当行」という)の加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の設置、利用および取り外しに関して、さぎんキャッシュレス端末利用設置規定(以下「本規定」という)に従うことを承認し、これを遵守するものとします。

第2条(利用目的)

加盟店および当行は、さぎんキャッシュレス端末を利用し、当行および当行以外のカード会社等であって加盟店との間で加盟契約を有するもののうち当行がさぎんキャッシュレス端末の利用を認めたもの(以下「利用カード会社」という)の加盟店規約等(以下「各社の加盟店規約等」という)に基づいて行なわれる信用販売に係る取扱いを自動化することにより、クレジットカード等取扱い事務の合理化および軽減化を図ることを目的とします。

第3条(端末)

1. 貸与端末（分割プラン）

- (1) 加盟店がさぎんキャッシュレス端末を設置および利用する場合は、当行に申込みものとし、当行が適格と認めたとき、当行は加盟店にデータ通信用の UIM カードを設定したさぎんキャッシュレス端末を設置し貸与するものとします。
- (2) 当行が加盟店に設置するさぎんキャッシュレス端末は、当行が指定したメーカーが製造したさぎんキャッシュレス端末 とし、その選定は当行が行なうものとします。
- (3) 設置したさぎんキャッシュレス端末は、理由・名目の如何を問わず、当該さぎんキャッシュレス端末の利用が終了した時点にて、当行に返還するものとします。

2. 一括購入端末（一括プラン）

- (1) 加盟店がさぎんキャッシュレス端末を設置および利用する場合は、当行に申込みものとし、当行が適格と認めたとき、当行は加盟店にデータ通信用の UIM カードを設定したさぎんキャッシュレス端末 を設置するものとします。
- (2) 当行が加盟店に設置するさぎんキャッシュレス端末は、当行が指定したメーカーが製造したさぎんキャッシュレス端末とし、その選定は当行が行なうものとします。
- (3) 設置したさぎんキャッシュレス端末は、理由・名目の如何を問わず、当該さぎんキャッシュレス端末の利用が終了した時点にて、第三者に譲渡・転売することなく加盟店が処分するものとします。

第4条(情報登録)

1. さぎんキャッシュレス端末に登録する情報の設定、変更および抹消は、当行および利用カード会社が行なうものとします。
2. 当行および利用カード会社が加盟店に対し、さぎんキャッシュレス端末に登録する情報の設定操作(以下「DLL 操作」という)を依頼した場合は、加盟店はさぎんキャッシュレス端末の所定の操作手順により DLL 操作を行なうものとします。
3. 当行および利用カード会社は、3 か月以上利用が確認できないさぎんキャッシュレス端末について、

データの漏洩等を阻止する必要上、登録している情報を抹消できるものとします。

第5条(諸費用の負担および支払い)

1. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の設置、利用、保管および取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。
2. 加盟店は、その負担する費用について当行が別途定める期日および所定の方法により支払うものとします。
3. 加盟店がその負担する費用の支払いを怠った場合、当行は、当該費用に係る債権と加盟店が加盟店規定上当行に対して有する債権を、対当額にて相殺することができるものとします。

第6条(利用および保管に関する義務)

1. 加盟店は、本規約および操作マニュアル等に従い、善良なる管理者の注意をもって、さぎんキャッシュレス端末の利用および保管をするものとします。
2. 加盟店は、当行および利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則として全てさぎんキャッシュレス端末を利用して行なうものとします。
3. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末に異常または故障が発生した場合は、速やかに当行が指定した連絡先に連絡のうえ修理し、さぎんキャッシュレス端末が常に正常に稼動する状態に保つものとします。
4. 加盟店は、当行が指定した以外の者に、さぎんキャッシュレス端末の修理または改造等をさせないものとします。

第7条(会員の本人確認と売上票の確認)

1. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の取扱いにあたり、さぎんキャッシュレス端末より暗証番号の入力を要求された場合は、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、さぎんキャッシュレス端末の照合結果から、正しい暗証番号が入力された事を確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
2. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の取扱いにあたり、さぎんキャッシュレス端末より暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法により本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
3. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の取扱いにあたり、さぎんキャッシュレス端末より暗証番号の入力を要求されず、かつさぎんキャッシュレス端末から自動的に発行される売上票(以下「さぎんキャッシュレス端末売上票」という)に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行なうものとします。
4. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末売上票について、会員番号、売上金額および支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとします。

第8条(会員の暗証番号失念時等の対応)

加盟店は、前条の方法による信用販売に際し、会員が自己の暗証番号を失念していた場合等には、当該カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずにインプリンター処理等で売上処理を行わないものとします。

第9条(メッセージおよび手続き)

1. 加盟店はさぎんキャッシュレス端末の表示画面(以下「表示画面」という)またはさぎんキャッシュレス端末売上票に表示されたメッセージ(以下「メッセージ」という)を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。
2. 加盟店は、「伝票用紙切れ」など、取引によらないエラーがトップメニュー画面の上部に表示された場合は、表示された内容によりその指示に従うものとします。
3. 加盟店は、エラーコードが表示されるなど、取引時におけるエラーが生じた場合は、当該エラーコードを確認のうえ当該カード会社等に連絡し、その指示に従うものとします。

第10条(日計表の出力および照合)

1. 加盟店は、原則として販売日ごとに、所定の手続きによりさぎんキャッシュレス端末から日計表を出力するものとします。
2. 加盟店は、前項の日計表の信用販売件数および金額と、当日のさぎんキャッシュレス端末売上票を突き合わせ(以下「日計照合」という)、同一である事を確認するものとします。

第11条(日計照合の不一致)

日計照合を行った結果、加盟店と当行もしくは利用カード会社との間で、信用販売の件数または金額が不一致の場合、加盟店は不一致の原因を究明し、当行もしくは当該カード会社はその結果を報告するものとします。

第12条(売上票保管および提出の義務)

1. 加盟店は、加盟店と当行または当該カード会社の間で定められた規定に従い、売上票（加盟店控え）を加盟店において所定の方法により、税法上7年間保管し、提出するものとします。
2. 加盟店は、当該カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、速やかにさぎんキャッシュレス端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みのさぎんキャッシュレス端末売上票を当該カード会社に提出するなど、信用販売の事実を証明するものとします。

第13条(売上票到着と同一効力の発生時期)

1. 加盟店がさぎんキャッシュレス端末を利用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行なった信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、さぎんキャッシュレス端末よりカード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づくものとし、さぎんキャッシュレス端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みのさぎんキャッシュレス端末売上票が当該カード会社に到着したものとみなします。
2. さぎんキャッシュレス端末 売上票到着と同一の効力は、売上データを当該カード会社にバッチ伝送する場合は、売上データが到着したときをもって、当該信用販売分について発生するものとします。ただし、誤操作等により当該カード会社で確認されている信用販売の件数または金額と異なった場合は、この限りではありません。

第14条(信用販売代金の精算)

さぎんキャッシュレス端末による信用販売代金の精算は、前条 2 項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約等に定める方法によるものとします。

第 15 条(効力の取消し)

1. 加盟店が、第 12 条に基づくさぎんキャッシュレス端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みのさぎんキャッシュレス端末売上票を提出できない場合は、当該売上票の第 13 条の効力は、当然取り消されるものとします。加盟店は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。
2. 当行および利用カード会社は、本条 1 項の返還の代わりに、加盟店に支払う他の信用販売代金の精算分にて相殺できるものとします。

第 16 条(障害時の手続き)

1. 加盟店は、さぎんキャッシュレス端末の利用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、さぎんキャッシュレス端末の利用を中止し、当行に報告するものとします。
 - (1)さぎんキャッシュレス端末が故障した場合
 - (2)データセンターまたはネットワークに障害が発生した場合
 - (3)通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
 - (4)カードの読み取りができず、さぎんキャッシュレス端末が利用できない場合
 - (5)モバイル端末の通信圏外または、通信状態が不良でモバイル端末が利用できない場合
2. 前項の場合、加盟店は当該カード会社に電話連絡をし、その所定の方法に従い処理するものとします。

第 17 条(情報の利用および登録など)

加盟店は、加盟店およびその代表者等に係る情報(以下「加盟店情報」という)が、当行以外の利用カード会社、端末メーカーに通知されることに予め同意するものとします。

第 18 条(通知義務)

加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 か月前までに当行に対し書面または当行所定の方法により通知するものとします。

- (1)店舗改装等により、さぎんキャッシュレス端末の利用を一時中止し、または一時取り外す場合
- (2)さぎんキャッシュレス端末の利用店舗が移転または変更となる場合
- (3)加盟店の業種または取扱商品の変更がある場合
- (4)加盟店の代表者や電話番号等を変更する場合

第 19 条(禁止事項)

加盟店は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1)さぎんキャッシュレス端末登録情報を他に漏らすこと
- (2)さぎんキャッシュレス端末を加盟店以外のものに譲り渡したり、利用させること
- (3)当行および利用カード会社以外のカード会社のためにさぎんキャッシュレス端末を使用すること

(4)さぎんキャッシュレス端末の占有を加盟店以外の者に移転すること

第 20 条(さぎんキャッシュレス端末の取り外し)

1. 当行は、加盟店と当行または利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、貸与端末については加盟店の承諾なしに、いつでもさぎんキャッシュレス端末を取り外して回収することができるものとします。
 - (1)加盟店が本規定の義務を怠り、または本規定違反した場合
 - (2)加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当行が認めた場合
 - (3)加盟店がさぎんキャッシュレス端末を他に譲渡した場合
 - (4)加盟店と当行とが締結している加盟店規約等による契約が解除または解約された場合
 - (5)加盟店が 3 か月以上さぎんキャッシュレス端末を利用していない場合および、さぎんキャッシュレス端末の利用に係る費用の支払いが 3 か月以上滞った場合
 - (6)その他、当社がさぎんキャッシュレス端末の設置を不適当と認めた場合
2. 加盟店は、3 か月前までに当社に対し書面または当行所定の方法により申し出る事により、さぎんキャッシュレス端末を取り外し、利用を中止することができるものとします。ただし、取り外したさぎんキャッシュレス端末 は必ず当行に返還するものとします。尚、一括購入端末については加盟店にて加盟店の責任を持って処分するものとします。

第 21 条 (UIM カードの管理)

1. 加盟店は当行から貸与を受けたデータ通信用の UIM カードを、善良な管理者の注意をもって使用・保管・管理し、加盟店が一括購入または当行が貸与したさぎんキャッシュレス端末以外で使用しないものとします。
2. UIM カードは、加盟店が一括購入またはさぎんキャッシュレス加盟店サービスを提供するために当行が加盟店に貸与するものであり、UIM カードのカットなどの加工は禁止します。
3. 加盟店は、理由・名目の如何を問わず、当行が貸与したさぎんキャッシュレス端末 を当行に返却する場合、または契約解除した場合にはデータ通信用の UIM カードもあわせて当行に返却するものとします。

第 22 条(損害賠償)

加盟店は、本規定を遵守し、万一これに違反してさぎんキャッシュレス端末を利用もしくは利用させたことにより当行または利用カード会社に損害を与えた場合は、加盟店はその賠償の責を負うものとします。

第 23 条(規定の改定および承認)

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
2. 前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、通知、告知、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日以降、会員に対し信用販売を行った場合に適用されるものとします。

第 24 条(本規定の優先適用および規定に定めのない事項)

1. さぎんキャッシュレス端末の設置、利用または取り外しを行う場合は、すべて本規定および操作マニュアル等に基づいて行なうものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第 25 条(協議事項)

加盟店と当行または利用カード会社間で、本規定および各社の加盟店規約に定めのない事項に疑義が生じた場合は、加盟店と当該カード会社間で協議のうえ、解決するものとします。

第 26 条(売上データ送付カード会社)

1. さぎんキャッシュレス端末より売上データを伝送するカード会社は、当該カードにつき、加盟店との間で加盟契約を有するカード会社とします。
2. 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数あるときは、売上データの送付先のカード会社は、以下のとおりとします。ただし、提携カード等一定のカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。
 - (1)かかるカード会社に当行が含まれるときは、当行とします。
 - (2)かかるカード会社に当行が含まれないときは、当行に対する加盟店の申し出に基づき、利用カード会社のうち 1 社とすることとし、当該利用カード会社が、当行に登録する端末情報により、設定変更がされるものとします。
3. 前項(2)に該当する場合において、加盟店の申し出がない場合については、加盟店への通知なく、利用カード会社のうち 1 社が、当行に登録する端末情報により設定され、または変更されることがあることを加盟店は承認するものとします。

第 27 条(さぎんキャッシュレス端末 MOBILE 端末について)

端末の故障等により、修理等で相当の期間を要する場合は、当行が指定した連絡先より代替の端末を送付するものとし、以後は代替の端末を利用し、故障した端末の加盟店への返却は行なわないものとします。

第 28 条 (加盟店が負担する費用等の口座引落取扱いについて)

さぎんキャッシュレス端末における手数料（端末購入代金・サービス利用料・修理費用・端末の郵送料など）については、加盟店の指定口座より引き落とすものとします。

【別表】加盟店が負担する費用

	費 用	内 容
(1)	端末の利用料	さぎんキャッシュレス端末の利用に係る費用
(2)	その他消耗品の費用	さぎんキャッシュレス端末で使用する消耗品の費用
(3)	処分に伴う費用	さぎんキャッシュレス端末取り外し及び処分費用 (但し、第 3 条 2.(3)にかかる処分費用)
(4)	滅失・毀損に係る費用	さぎんキャッシュレス端末が滅失、毀損した場合、完全な状態の復元または修理費用

(2024 年 10 月 1 日 制定)